

令和3年3月22日

関係団体各位

浜松市財務部資産税課

土地台帳、家屋台帳及び土地地籍図の窓口閲覧廃止について

日頃より、固定資産税の適正な賦課業務につきまして御協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、表記のことにつきまして、以下のとおりといたしますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

1 概要

固定資産税課税に関する既存事業の見直を行った結果、令和3年度末(令和4年3月31日)をもって土地台帳、家屋台帳及び土地地籍図（以下「土地台帳等」という。）の窓口閲覧業務を廃止させていただきます。（名寄帳の閲覧業務は継続します。）

なお、令和3年度に閲覧できる情報は、令和3年1月1日現在（賦課期日）のものとなります。（賦課期日後の所有権移転、分合筆などの異動は反映しません。）

2 窓口閲覧業務を廃止する理由

（1）閲覧業務への需要の減少

平成12年に法務局が開始した、「登記情報提供サービス」の利用、普及が進み、閲覧業務への需要は減少傾向となっています。

※平成21年度の閲覧件数約68,000件が令和元年度には約28,000件と10年間で約6割減少しています。

（2）土地デジタル地番図のインターネット上での公開

浜松市「デジタルファースト宣言」に則り、浜松市全域のデジタル地番図（公図を基に、現況と公図のずれ等についての修正を市で独自に加えて作成したデジタルデータ）を無料で閲覧、印刷可能なシステムを浜松市ホームページ上に構築する準備を進めています。（令和3年9月からの運用開始を予定）

これにより、土地地籍図の窓口閲覧の需要はより一層減少するものと見込んでいます。

（デジタル地番図は、毎年、賦課期日（1月1日）現在のものに更新する予定です。）

（3）地籍図の修正に係る費用の削減

デジタル地番図の導入により、資産税課では従来の土地地籍図を課税資料として整備し続ける必要性はなくなりており、同種の資料を二重に整備、修正し続けることは経費増加の要因となっています。

（4）他の業務への対応

全国的に所有者不明土地への対応が重要性を増すなか、閲覧業務に従事していた職員をこれらの業務に充当することで、適正な課税事務の推進を図ります。

3 窓口閲覧業務廃止後の情報の取得について

土地台帳等の閲覧業務廃止後は、下記の方法により資産情報の確認をお願いすることとなります。

取得情報	現行（～R4.3.31）			窓口閲覧廃止後（R4.4.1～）		
	交付方法	料金		交付方法	料金	
名寄帳	資産税課 区役所	窓口	350 円/件	資産税課 区役所	窓口	350 円/件
土地地籍図	資産税課 区役所	窓口	350 円/枚	浜松市HP (デジタル 地番図)	インターネット	無料
土地台帳	資産税課 区役所	窓口	350 円/町	法務局 (登記簿)	窓口※1	600 円/件
家屋台帳	資産税課 区役所	窓口			インターネット※2	334 円/件
公図	法務局	窓口※1	450 円/枚	法務局	窓口※1	450 円/枚
		インターネット ※2	364 円/枚		インターネット※2	364 円/枚

※1 法務局浜松支局（中区）のほか、法務局証明サービスセンター（北区役所/浜北区役所内）でも登記簿等が取得できます。

※2 インターネットで「登記情報提供サービス（<https://www1.touki.or.jp>）」をご確認ください。

浜松市財務部資産税課管理グループ

担当 野末、青田

電話 053-457-2157

土地・家屋台帳及び土地地籍図の窓口閲覧 業務は令和4年3月31日で終了します

固定資産税課税に関する既存事業見直しの結果、窓口閲覧業務を廃止させていただきます。

- 名寄帳（固定資産課税台帳）の閲覧業務は継続します。

【令和3年度（～R4.3.31）の閲覧について】

- 令和3年度中に閲覧できる情報は、賦課期日（令和3年1月1日）
現在のものとなります。（賦課期日後の登記異動情報は反映しません）

【令和4年度以降（R4.4.1～）について】

- 登記情報や公図の入手は、法務局浜松支局（中区中央一丁目浜松合同庁舎5階 ☎454-1396）、法務局証明サービスセンター（北区/浜北区役所内）やインターネットの「登記情報提供サービス（<https://www1.touki.or.jp>）」をご利用ください。

関連情報

令和3年9月（予定）から浜松市全域の「土地デジタル地番図※」が無料で閲覧、印刷可能となります。ぜひご利用ください。

（公開日が決定次第、浜松市HPでご案内いたします。）

※公図を基に、現況と公図のずれ等についての修正を市で独自に加えて作成した
デジタルデータ

浜松市財務部資産税課

☎457-2157